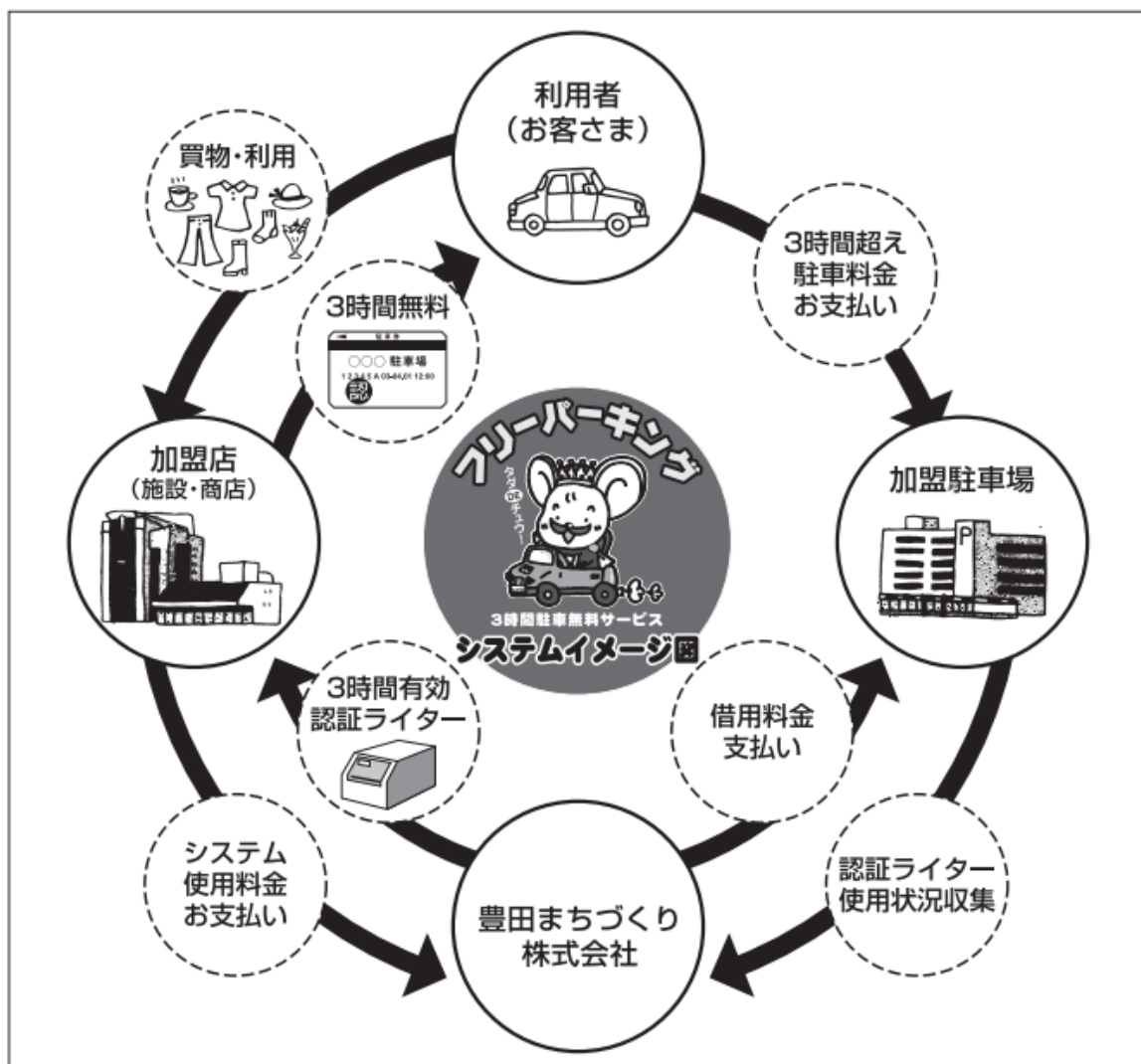


豊田市中心市街地 3時間駐車無料サービス フリーパーキング

システムのご案内



【仕組み】

◆利用者(お客様)

買い物または利用した店舗・施設で駐車券に認証を受け、駐車場を出るときに精算します。

◆加盟駐車場

駐車場事業主は豊田まちづくり(株)と契約を結び、豊田まちづくり(株)は各駐車場事業主に借用料(使用料)を支払います。

◆加盟店(店舗・施設)

店舗・施設は豊田まちづくり(株)へ加盟申込みをしていただいた後、豊田まちづくり(株)にシステム利用料を利用実績に応じて支払います。

目 的

このまち(豊田市中心部)へお越しになるお客様をお店、事業所、施設がおもてなしの心でお迎えするとともに、ひとつになってお客様の駐車場利用を便利にすることでまちの賑わいづくりを目指します。



システムの利用料金

- (1) 利用料金は認証ライター保守料金(1台540円/月)と実績料金を合算した料金です。
- (2) 初めてのご利用の場合、加盟月から3ヶ月間は、実績料金は4,860円/月です。加盟月から3ヶ月間のご利用実績に応じて4月、7月、10月、1月のいずれかで改定します。
- (3) 初めてのご利用で「共通駐車サービス券(豊田市駐車場高度利用協議会発行)」の購入実績が4,860円以上ある場合、その額を実績料金とします。
- (4) 実績料金は、ご利用実績に応じて毎年4月に改定します。
- (5) 利用料金は、原則として日割計算や払い戻しはいたしかねます。



加盟脱退後(契約終了)、再加盟する場合は過去の利用実績を鑑み実績料金の設定をいたします。

加盟店への配付物

- (1) 有償 認証ライター保守料 1台につき月額540円
- (2) 無償 加盟店ステッカー、パンフレット、ポスター

サービスの認証基準および認証時間

- (1) フリーパーキング認証は、S認証(1回認証)とW認証(2回認証)があります。認証基準は加盟店様でお決めいただきますが、本システムの目的に沿ったサービスの提供をお願いいたします。
- (2) S認証は入庫時間から最大3時間までの駐車料金が無料となります。(3時間以内の料金は30分単位で計算) まちなかの17駐車場をご利用になれます。
- (3) W認証フリーパーキング・プラスは、まちなかエンターテイメント4施設の利用に限り、その他の加盟店で2回目の認証ができます。さらに2時間プラスし、最大5時間までの駐車料金が無料になります。なお、エンターテイメント施設及び利用できる駐車場は以下のとおりです。

【エンターテイメント4施設】

- | | |
|------------------|---------------|
| ① イオンシネマ豊田KiTARA | ② 豊田市コンサートホール |
| ③ 豊田市能楽堂 | ④ 豊田市美術館 |

【フリーパーキング・プラス対象の8駐車場】 ※駐車券印字「みどり」が目印

- | | | | |
|----------|----------|-----------|----------|
| ① 喜多町駐車場 | ② 昭和町駐車場 | ③ ヴィッツ駐車場 | ④ 若宮駐車場 |
| ⑤ 第1駐車場 | ⑥ 第2駐車場 | ⑦ 元城駐車場 | ⑧ 児ノ口駐車場 |

- (4) フリーパーキング認証時間(3時間または5時間)を超える料金はおお客様の負担になります。現金もしくは共通駐車サービス券でお支払いただきます。



認証ライターは貸出品です。紛失、破損等の損害は加盟店様の負担になります。(1台100,000円)



サービス認証の方法

- (1) お客様から駐車券をお預かりします。
- (2) フリーパーキング加盟駐車場であることを確認してください。
- (3) 駐車券上部に、「S」と4ケタ数字、または「W」と4ケタ数字が印字されている場合は、以下にご注意ください。

「S」と4ケタ数字が印字されている場合

⇒すでに他の加盟店で認証されています。2度目は認証しないでください。

※駐車券は認証ライターに通じ、印字されますが、2回目の認証は無効扱いになります。

「W」と4ケタ数字が印字されている場合

⇒エンターテイメント施設で認証されています。駐車券がフリーパーキング・プラス対象の駐車場であれば、W認証（2回目）できます。

- (3) 駐車券を認証ライターに通します。自店の認証ライター番号(Sと4ケタ)が印字されます。
- (4) 駐車券をお客様にご返却ください。

※お客様が駐車券をお忘れになった場合、サービス証明券を発行してください。



駐車券は磁気テープ印刷です。データ破損を防ぐため磁気を帯びたものに近づけないようご注意ください。

利用料金のお支払

- (1) セディナの口座振替(自動引落とし)にてお支払いいただきます。
(通帳記載はチュウシャジョウテイキダイと表記されます。)
- (2) 利用料金の3ヶ月分を一括してお支払いいただきます。(年4回の口座振替)
- (3) 残高不足等の理由により振替不能の場合、翌月末までに当社指定口座へお振込みください。



利用料金の支払い期日を遅延した場合、加盟店契約を解除し、利用をお断りすることがあります。

加盟駐車場

駐車場の所在、収容台数、営業時間、車両制限等、パンフレットでご確認ください。

- (1) 営業時間、車両制限、駐車料金は、駐車場によって異なります。
- (2) 駐車場によって無人管理の時間帯がありますが、精算機備え付けの「係員呼び出しボタン」または「インターホン」で係員と通話、対応できます。

加盟店契約の解約

フリーパーキング利用の中止、加盟店契約を解約するときは弊社までご連絡ください。このとき口座振替等でお支払いいただいた利用料金の払い戻しはいたしかねますので予めご了承ください。

その他(禁止事項)

次の事項は禁止しています。順守いただけない場合は加盟店契約を解除し利用をお断りいたします。

- (1) お客様に対し正当な理由なく他の加盟店での認証を促したり、または認証拒否すること。
- (2) フリーパーキングに関する一切の権利、備品等を第三者へ譲渡、転売、転貸すること。
- (3) フリーパーキングの信用を著しく低下させる利用や公序良俗に反する利用。
- (4) 申込書に記載の加盟条件に反する利用や行為等。
- (5) その他、フリーパーキングの利用主旨、目的に反する一切の利用。

【システムのご利用料金の決め方】

このシステムへのご利用にあたっては、「**認証ライター保守料 + 実績料金**」2種類の料金が必要です。

認証ライター保守料

認証ライター1台につき、1ヶ月あたり540円（年間6,480円）必要です。

※認証ライター保守料は当システムの維持管理費に充てられるものです。

※認証ライターは貸与となります。買い取りは受け付けておりません。

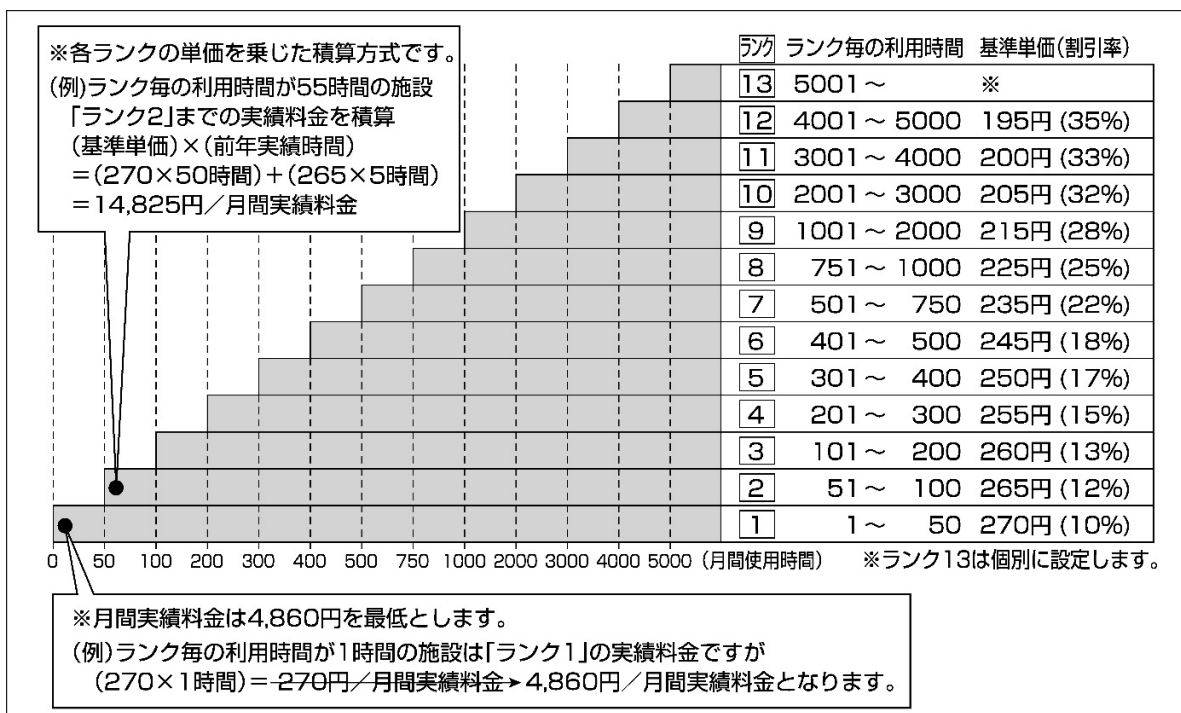
実績料金（システム利用料）

1. 初年度の実績料金の設定には、下記A、Bの2パターン

A. 共通駐車サービス券購入実績のある店舗・施設（ランクによる基準単価設定）

年間の共通駐車サービス券購入実績を時間に換算した数値（購入額を300円/時間で割ったもの）を「**ランク毎の利用時間**」とします。

ランク毎の利用時間を13のランクに分け、ランク毎の「**基準単価**」（定価の300円から段階的に割引されています。）に前年のランク毎の利用時間を掛けて算出された金額を月間の実績料金とします。



B. 共通駐車サービス券購入実績のない店舗・施設（一律4,860円の基準単価設定）

自社（自店）で駐車場を設置している等の理由で共通駐車サービス券の購入実績がない、または実績が不明の場合は、事業規模の大小を問わず一律「**最低月間料金4,860円**」での加盟をお願いします。（但し延べ面積が1000㎡以上の場合は除きます。）

※共通駐車サービス券の購入実績がない店舗・事業所の「**実績料金**」は、原則月額4,860円とさせていただきます。

※但し現在、当システム加盟駐車場と使用契約されている店舗・事業所につきましては、現在、締結されている契約を前提とし、当システムの加盟について、ご検討いただきますようお願いいたします。

2. 翌年度以降の実績料金は前年度の利用に応じて変更

上記の「A. ランクによる基準単価設定」に年度の認証料金を算出根拠数字とし計算し変更します。

ご利用料金の変更のご案内は各加盟店に資料をお送りします。

このシステムに関するお問合せ

豊田まちづくり株式会社フリーパーキング担当 TEL. 0565-33-0119 FAX. 0565-33-0047